

「一部損壊」世帯への支援を

8月12日、「復興特別委員会」で上野議員が質疑

り災証明の発行で、圧倒的多数を占める「一部損壊」世帯。1次調査の74%以上で、6万世帯を超えています。党市議団主催の「市政懇談会」でも、「一部損壊でも、かなりの修理費になる、何らかの支援をしてほしい」などの意見が多数出されました。一部損壊でも、屋根が損傷している場合はどうしても修理しなければなりません。市議団への相談者の一人は修理費5百万円とのことでした。

県下では、玉名市が「一部損壊」に対し、工事費が10万円を超えた場合、20万円を上限に一定の計算式で補助をしています。事業の予算は、追加補正まで含めて1億1000万円です。その他、合志市や宇城市でも違った制度で実施しています。上野議員は、被災者の圧倒的多数である「一部損壊」世帯に、市独自の支援策実施を市長に求めました。

居住していない家も含め、全ての建物に「り災証明」発行を！

熊本市では、家の「り災証明」発行は、居住が条件です。被災して大規模な損傷を受けても、人が住んでいなければ「り災証明」は発行されません。一方で、店舗・事務所・工場等及び事業用設備（寺社等の建物も含む）や、農林業関係では、自給農家も含め、り災証明の対象としています。

仙台市・さいたま市などでは、家の

「り災証明」は、居住を条件にせず、すべての建物の所有者・居住者・管理者・使用者、あるいは関係者等に「り災証明」を発行しています。上野議員は、被災した人を広く救済するという災害救助法の趣旨に則り、住んでいない家にも「り災証明」を発行するよう求めました。

日本共産党 市議会だより

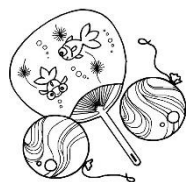
発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部ひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO. 1010
2016年8月21日
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：http://www.jcp-kumamoto.com/



なすまどか議員が一般質問を行います



市役所1階モニターやインターネット中継で傍聴できます

日時：9月1日（木）午前10時より

場所：予算決算委員会室

今回の一般質問は、本会議場が被災し使用できないため、予算決算委員会室で行われます。市役所1階のロビー北側のモニターやインターネット中継で傍聴することができます。

熊本地震からの復興や被災者支援について質問する予定です。ぜひ、傍聴ください。



質問項目

- 熊本地震について
 - ・ 一部損壊世帯への支援
 - ・ みなし仮設や仮設住宅入居者への支援と入居期間について
 - ・ 市独自の支援策について
 - ・ 液状化・宅地被害への支援
- 復興計画とMICE施設について
- 市民病院について
- その他

【控室から】

平和とあこがれの日

上野みえこ

今年のお盆は、いつもになく賑やかでした。

結婚した娘が里帰り、就職した次男も月末に帰省の予定です。加えて、夫の妹家族が久しぶりに遊びに来ました。普段は会話の少ない食卓も、大勢で囲むテーブルは、にぎやかさもこちらです。義母は、孫や娘、その友人たちとも会話はずみ、嬉しそうでした。一方で、同居している長男夫婦は孫を連れて嫁の実家に里帰り、孫の走り回る音がしないので、2階は静まり返っています。わずか数日の里帰りなのに、「早く孫が帰らないかな」と、おじいちゃんは指折り数えています。お盆の数は瞬く間に過ぎて、忙しい日常がもどってきます。

このような毎日が過ぎるのも、平和であってこそです。今年は、「原爆死没者追悼慰霊式典」や「県戦没者追悼式」に参加しましたが、戦争の惨禍によって、かけがえのない命が奪われるような時代にならないよう、「戦争法廃止、憲法9条を守ろう」の声を大きく広げていきたいと思えます。



市議団が城南町を視察

広がり続ける地割れ 深刻な農地被害

熊本地震は、家屋、宅地だけでなく農地にも深刻な被害を与えています。市議団では、水田の地割れ被害が発生した城南町で2回にわたり現地調査をしました。



6月の視察時、幅数センチだった水田の畔（あぜ）の地割れは、わずか2か月弱で数十センチに拡大していました。



大きく口をあけた畔（あぜ）の地割れには水田から水が流入し、用水路の擁壁を支える土砂が削られていました。

畔（あぜ）が崩壊する恐れがあり、市に対して早急に対策を講ずるための現地調査を要望しました。

支援制度の活用で営農継続の援助を

こうした農地被害については、国庫補助事業による災害復旧支援があります。

一カ所の工事費用が40万円以上のものについて、国が50%を負担し、残額分については市が予算の範囲内で補助をするものです。

農地の復旧には大変な費用がかかります。自治体としても、農家の負担を最大限軽減するための支援制度の活用と地域の要望

に添ったきめ細やかな対応が求められます。

■地震被害に追い打ちをかける ジャンボタニシの害

地震災害以前より問題になっていた、イネの苗を食い尽くすジャンボタニシの繁殖が地震被害に更に拍車をかけています。



活用していますか？熊本地震で被災された方への減免制度

熊本地震の被災者に対する様々な減免制度がありますが、その内容や手続きの仕方がまだまだ知らされていません。申請しなければ減免が受けられません。問い合わせの多い減免制度をご紹介します。ぜひ、ご活用ください。

国民健康保険料の減免

住家が半壊以上の被災をした方。主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った方。主たる生計維持者の収入が減少（3割以上減少）した方は、以下の表の割合で、国保料が減免となります。

前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下	10分の10
300万円を超え400万円以下	10分の8
400万円を超え550万円以下	10分の6
550万円を超え750万円以下	10分の4
750万円を超え1,000万円以下	10分の2
損害程度	減免割合
全壊	10分の10
大規模半壊又は半壊	10分の5

市民税の減免

住家が半壊以上の方。また、家財や農作物に被害を受けた場合も減免となることもあります。

災害により居住する住宅に被害を受けた場合	損害の程度		
	半壊のとき	大規模半壊のとき	全壊のとき
前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合		
500万円以下	2分の1	4分の3	全額
750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1
1,000万円以下	8分の1	16分の3	4分の1

固定資産税の減免

土地・家屋・償却資産の損害程度で減免割合が決定。

固定資産税(固定資産に被害を受けた場合)

区分	減免事由	減免割合	
土地	損害の程度 被害面積が土地全体の面積に占める割合	2割以上4割未満	4/10
		4割以上6割未満	6/10
		6割以上8割未満	8/10
		8割以上	全額
家屋	損害の程度 建物の価値が減少した割合	2割以上4割未満	4/10
		4割以上5割未満	6/10
		5割以上	全額

区分	減免事由	減免割合	
償却資産	損害の程度 資産の価値が減少した割合	2割以上4割未満	4/10
		4割以上6割未満	6/10
		6割以上8割未満	8/10
		8割以上	全額

※上記のほか、納税が困難な場合には減免を受けられる場合がありますのでお問い合わせください。